

令和3年9月30日召集

令和3年度9月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和3年度9月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月30日(木) 午後1時55分から午後2時30分

2. 開催場所 南区役所分館 2階会議室

3. 出席委員(19人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一	2番	羽入一則
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原信子
	6番	知野	勉	7番	堤一郎
	8番	小林	裕	9番	平原大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤秀子
	18番	田村	常一	19番	清水昭

4. 欠席委員(一人)

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案 第38号 新潟市南区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について

議案 第39号 新潟市南区農業委員会行政文書管理規定の制定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画(案)について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小沢昌己

事務局次長 滝沢秀樹

農地係長 岡田明

農政振興係長 和田友宏

7. 会議の概要

事務局長	定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですので、これより始めさせていただきます。それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。
会 長	<あいさつ>
議 長	ただ今から、9月定例総会を開会いたします。 当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しておりますので、当総会は成立しております。 議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしの声ですので、10番 帯瀬委員、11番 曾山委員を指名いたします。 それでは、議事に沿って進めます。はじめに、議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。 今回は新規の案件が利用権設定6件、売買2件、合計8件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。 資料2-1、①一般案件の表紙をめくっていただいて、令和3年9月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。新規について白根地区、利用権設定、契約期間3年、件数1件、田、506㎡、契約期間6年、件数1件、田、1,778㎡、畑、198㎡、契約期間10年、件数4件、田、18,069㎡、畑、1,536㎡、合計で件数6件、面積22,087㎡です。次に、味方地区、所有権移転売買2件、田、13,234㎡、畑、198㎡、合計で件数2件、面積13,432㎡です。一枚めくっていただいて、契約期間ごとの合計ですが、利用権設定の契約期間3年が1件、面積506㎡、契約期間6年が1件、田畑合計で1,976㎡、契約期間10年が4件、田畑合計で19,605㎡、所有権移転が売買2件、田畑合計で13,432㎡、農地移動の合計は8件、35,519㎡となります。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。新規の利用権設定については1ページ、2ページの1号から6号です。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として口座振替

又は現金、10a当たりの借賃等、支払い期限、契約の開始期、終期の期間が記載されています。

次に、所有権移転の売買については3ページの1号、2号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転、引渡時期が記載されています。売買の申請案件につきましては、譲渡人と規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。

続いて、資料2-2、②農地中間管理事業関連の表紙をめくっていただき、令和3年9月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数12件、田、137,188㎡、畑、150㎡です。次に、月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、8,328㎡です。農地移動の合計は、件数14件、面積合計で145,666㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただき、1ページから3ページの1号から14号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。これよりご質問、ご意見をお受けしますが、ご発言に際しまして、挙手の上、議席番号とお名前を言ってから、ご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの議案第35号の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第35号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声ですので、議案第35号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、ご説明いたします。白根地区2件、味方地区1件の計3件でございます。

白根地区1号の申請地は、南区鰯潟の畑2筆で転用目的が個人住宅建築敷地です。1号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表1ページ、2ページに記載のとおり、集落

内の10ヘクタール未満の小集団農地として第2種農地に分類され、住宅で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断しております。

白根地区2号の申請地は、南区高井興野の畑9筆で転用目的が公衆用道路、用悪水路敷地です。2号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表3ページ、4ページに記載のとおり、集落内の10ヘクタール未満の小集団農地として第2種農地に分類され、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、許可相当と判断しております。

白根地区3号の申請地は、南区西白根の畑1筆で転用目的がマッサージ店建築敷地です。3号の申請地は、当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表5ページ、6ページに記載のとおり、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、2ページをご覧ください。追加議案第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、ご説明いたします。白根地区2件、味方地区1件の計3件でございます。

白根地区1号から味方地区3号は売買で、それぞれ所有権を移転するものです。白根地区1号から味方地区3号は、当日配布資料の7ページ、8ページ、9ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。なお、議案第36号、追加議案第37号は、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第3調査委員長の1番 野内委員から報告をお願いいたします。

第3調査 去る、9月27日 午後2時から第3調査委員会を開催しましたので、ご報告いたします。調査委員長 調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請が3件、農地法第3条許可申請が3件です。

資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は鰻潟の畑2筆 面積は500㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在アパートに居住していますが、子供も生まれ手狭になり、祖父所有の農地を借り受け、個人住宅を建築するため申請しました。

続いて、5条許可申請の2号です。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は高井興野の畑9筆 面積は439.04㎡になります。転用目的は公衆用道路、用悪水路敷地で、契約内容は売買による所有権の移転です。転用者は、地域住民の要望である通り抜け道路及び緊急避難用道路を建設するため、申請しました。

5条許可申請1号と2号の申請地は、集落内の10ヘクタール未満の小集団農地であることから第2種農地に分類され、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、5条許可申請の3号です。転用者の代理人からおいでいただきました。申請地は西白根の畑1筆 面積は498㎡になります。転用目的はマッサージ店建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定です。転用者は、現在、白根の借家でマッサージ店を運営していますが、借家契約が満了するため、父所有の農地を借り受け、マッサージ店を建築するため申請しました。5条許可申請3号の申請地は、10ha以上の農地の集団性があるため第1種農地に分類されますが、不許可の例外の住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、関係機関とも協議済みで排水関係も問題ないことから、許可相当と判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案農地法第3条許可申請の1号です。申請地は下八枚の畑3筆、面積は644㎡で、農用地区域外です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の2号です。申請地は臼井の畑1筆、面積は330㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は隣地を耕作している譲受人が作業の効率化を図るためとのことです。

続いて、3条許可申請の3号です。申請地は味方の田1筆、面積は750㎡で、農用地区域内です。契約内容は売買による所有権の移転で、申請内容は隣地を耕作している譲受人が経営規模の拡大を図るためとのことです。なお、1号から3号は農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。以上で、第3調査委員会の報告を終わります。

議長

事務局からの説明と調査委員長長の報告が終わりました。

それでは、議案第36号及び追加議案第37号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、議案第36号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声ですので、議案第36号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、いずれも3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第37号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしの声ですので、追加議案第37号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

次に、追加議案第38号 新潟市南区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、追加議案第39号 新潟市南区農業委員会行政文書管理規程の制定について、一括して提案いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局長

追加議案第38号 新潟市南区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、及び追加議案第39号 新潟市南区農業委員会行政文書管理規程の制定について、関連がありますので一括して説明させていただきます。

本日配布の議事日程2枚目、3枚目をご覧ください。このたび、市長部局において行政文書の適正な管理等を図り、公正で開かれた市民主体の市政を推進することなどを目的に、これまでの新潟市文書規程を廃止し、新潟市公文書管理条例及び新潟市行政文書管理規則を制定するなど法令体系をはじめ、公文書の取扱いについて、充実、強化を図ることとしており、10月1日から施行されることとなっております。追加議案の当南区農業委員会の要領の廃止と規程の制定については、これらに関連して、農業委員会は市長部局から独立した行政委員会であることから、市長部局に準じた新たな法令の整備が必要となったものでございます。具体的には、市長部局で廃止する新潟市文書規程の例によるものと、新潟市南区農業委員会文書事務取扱要領に規定していることから、当要領を廃止し、市長部局の新潟市行政文書管理規則に倣い、新潟市南区農業委員会行政文書管理規程を新たに制定するものです。内容といたしましては、本日配布の議事日程3枚目の規程(案)のとおりであり、人事委員会、選挙管理委員会などの行政委員会をはじめ、他の5つの農業委員会とも、ほぼ同じ内容となっております。10月1日の施行としております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

それでは、追加議案第38号及び追加議案第39号について、ご質問、ご意見はありませんか。

10番
帯瀬委員

10番 帯瀬です。他とほぼ同じ内容という説明でしたが、違いは何ですか。

議 長

事務局、お願いします。

事務局長

主な行政委員会との違いは、追加議案第39号 第3条の総括文書管理者が事務局長、第4条の文書管理者が事務局次長を充てていることとなります。

議 長 帯瀬委員、よろしいでしょうか。

10番
帯瀬委員

はい。

議 長 その他、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、追加議案第38号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第38号 新潟市南区農業委員会文書事務取扱要領の廃止について、提案のとおり承認と決定いたします。

つづきまして、追加議案第39号についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第39号 新潟市南区農業委員会行政文書管理規程の制定について、提案のとおり承認と決定いたします。

次に、報告事項に入ります。一括して事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 新潟市農用地利用配分計画(案)について説明します。こちらについては、農地中間管理機構から受け手の耕作者への賃借に関する内容となります。資料3の新潟市農用地利用配分計画(案)をご覧ください。1枚めくっていただいて、令和3年9月の地区別実績表をご覧ください。

新規の利用権設定について、白根地区、契約期間10年、件数18件、田、137,188㎡、畑、150㎡です。次に月潟地区、契約期間10年、件数2件、田、8,328㎡です。農地移動の合計は、件数20件、面積合計で145,666㎡となります。詳細につきましては、1枚めくっていただいて、1ページから4ページの1号から20号となります。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積については記載のとおりです。

続きまして、資料1、議案書3ページをご覧ください。農地法第5条転用届出に関する受理に

ついて、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、露天駐車場敷地で面積は163㎡です。

続きまして、議案書4ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、ご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区4件でございます。1号から4号は賃借人の変更による解約です。

続きまして、議案書5ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、ご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区5件、味方地区1件、月潟地区3件の計9件でございます。この農地法第3条の3の届出は、相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はありませんでした。以上で、報告を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありますか。

(質問なし)

議長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

(特になし)

議長 ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了いたします。以上で9月定例総会を閉会いたします。

事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議長 原 平 一

署名委員 帯 瀬 和 幸

署名委員 曾 山 茂